

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築・整備を継続的に行うことを、グループとしての重要な経営課題の一つとして認識し、スピーディーな意思決定が可能となるよう取締役は少人数にとどめ、権限と責任を明確にした上で少数精鋭主義のもと取締役会を運営しておりますが、グループ経営上の重要な案件につきましては、四半期毎に開催されるグループ戦略会議において十分な議論を行っております。

また、当社グループは、平成15年4月1日から持株会社体制に移行し、当社は持株会社として各事業子会社へ権限を委譲し、経営遂行責任を持たせております。

更に、当社グループの内部統制の方法として、「取締役会」「監査役会」「グループ戦略会議」「投資委員会」に経営監督機能を持たせ、経営上の意思決定、業務遂行、経営監視の役割を明確にし、経営の透明性、公正性の向上とコンプライアンスの徹底を推進しております。

なお、当社のコーポレートガバナンス・コードの各原則への対応については、以下のとおり「コーポレートガバナンス・コードに関する基本方針」を策定しております。

(コーポレートガバナンスに関する基本方針)

当社は、コーポレート・ガバナンスを、全てのステークホルダーのために企業経営及び業務執行における透明性、健全性、迅速性、効率性を実現する企業行動の基礎と位置付け、コーポレート・ガバナンス実現の基礎となる内部統制システムの整備に取り組み事業の適正性を確保することで、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させ、企業グループとしての持続的な成長と中長期的な価値向上に努めてまいります。

1. 株主の権利・平等性を確保するよう努めます。

株主の権利・平等性を確保するため、少数株主を含む全ての株主の適切な議決権行使に必要な環境を整備し、適時に適切且つ公平な情報開示を行います。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働が実現されるよう努めます。

当社の株主以外の様々なステークホルダーの利益に配慮し、良好な協働関係を構築することで、社会における当社グループの企業価値向上を目指します。

3. 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。

法令に基づく情報開示のみならず、ステークホルダーにとって重要な情報については、正確且つ迅速に、アクセスが容易な方法によって広く開示します。

4. 取締役会の責務が適切に遂行されるよう努めます。

取締役会は、コーポレート・ガバナンスの有効性の実現を通じた、当社グループの持続的な成長と価値向上に責任を負っており、その責任を果たすため、業務執行全般に対する監督機能を発揮し、公正な経営を実現するために最善の意思決定が行われるよう努めます。

5. 株主との積極的且つ建設的な対話に努めます。

株主が当社グループの事業に関する理解を深め、当社と株主との間で積極的且つ建設的な対話が行われるよう、株主総会以外にも決算説明会や投資家向け説明会を開催することで対話の機会を提供するとともに、対話の材料となるIR情報を広く積極的に提供します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性に関する分析・評価・結果の概要の開示】

取締役会の機能向上を図るため、独立社外取締役が取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行い、取締役会に報告いたします。分析及び評価の基準と開示方法については検討を行い、分析・評価結果の概要については、今後開示を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、相手先企業との取引関係の維持強化、戦略的な提携関係の維持強化、相手先企業の成長性・財務安全性等の総合的観点から、保有の経済合理性を検証したうえで、妥当と判断されたものに限り、政策保有株式として保有できることとしています。

なお、政策保有株式に係る議決権の行使については、投資目的が最大限発揮され当社グループの企業価値向上に寄与するかという観点から、提案された議案を検討し、議決権を行使しております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社が役員や主要株主等の関連当事者との取引を行う場合には、形式的に利益相反の外観を構成する事案について法令に準拠した手続を実施し、加えて、そういった取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、取引を行うにあたっては取締役会における審議・決議をはじめ、関連規程等に定められた手続を要することとしています。

また、取締役会は、当社の全ての役員に対し定期的に関連当事者間取引の有無について確認を行う調査を実施しており、関連当事者間の取引についての管理体制を構築しております。

【原則3－1. 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ウェブサイトの「社長IRメッセージ」「成長のためのビジネスモデル」に企業理念、経営理念、中長期ビジョン、事業拡大戦略等を掲載しております。

「社長IRメッセージ」 <http://www.vt-holdings.co.jp/ir/message.html>

「成長のためのビジネスモデル」 <http://www.vt-holdings.co.jp/ir/business-model.html>

2. 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」として定めております。

当社の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」は、上記「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

取締役及び監査役の報酬の決定については、社内規程等に方針を定めてはおりませんが、株主総会において決議された、取締役及び監査役各々の報酬限度額の範囲内で、会社の業績、経営の状況、経済情勢等を総合的に勘案したうえ、取締役の報酬は取締役会の決議により、また監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

取締役及び監査役候補の指名を行うにあたっての方針・手続に関しては、社内規程等に定めてはおりませんが、下記(1)及び(2)の点を判断の方針として、指名の手続きを行っております。

また、各社外役員については、当社との間に特別な人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係がなく、当社の定める社外役員の独立性判断基準の要件を満たしており、当社に対して十分に独立性を有しているものと考えております。

なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

(1) 取締役候補の指名について

当社の企業理念・経営理念を理解し、優れた経営判断の能力と豊富な経験により当社グループの事業の更なる成長・発展への貢献が期待できること、事業経営上の問題把握及び解決能力があること、法令及び企業倫理に関する高い見識を有すること等を総合的に判断し、指名を行っております。

(2) 監査役候補の指名について

当社の企業理念・経営理念及び事業内容に対する深い理解があること、高い専門性と見識をもって独立的・中立的な視点から監査を実施できること、取締役の職務執行が法令及び定款を遵守して行われているかを監査し当社グループの健全性と透明性の向上に貢献できること等を総合的に判断し、指名を行っております。

5. 取締役会が上記4. を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知において開示しておりますのでご参照下さい。

http://www.vt-holdings.co.jp/ir/shareholders-meeting/pdf/34st_notice.pdf

【補充原則4－1－1. 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示】

当社は、職務権限基準に基づき、取締役会、グループ戦略会議や主要ディーラー会議等の意思決定機関及び、代表取締役、管掌取締役、グループ会社経営責任者等の意思決定者に対して、承認、決裁、審議等に関する権限を明確に定めております。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する資質を十分に備えた社外取締役2名を独立役員として選任しております。

この2名の社外取締役によって、独立した中立な立場からの経営の監視及び監督の機能は十分果たすことが出来ていると考えております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた独立性判断基準を策定し、取締役会で審議し独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4－11－1. 取締役会全体の知識等のバランス、多様性、規模に関する考え方の策定、取締役の選任に関する方針・手続の開示】

当社の取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方は、取締役候補の指名に関する方針とほぼ一致しており、その基準は、原則3－1の4. に記載のとおりです。

今後は、方針につき必要に応じて社内規程等で定める等の対応を行うと共に、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を構築してまいります。

【補充原則4－11－2. 取締役・監査役の兼任状況】

当社は、社外役員を除く取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を社内規程にて定めており、全取締役・監査役の兼任状況について管理する体制を構築しております。

また、その結果は毎年定時株主総会の事業報告書において開示を行います。

【補充原則4－14－2. 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】

当社は、取締役及び監査役が、その役割及び機能を果たすために必要な、事業、組織、財務会計、法令等の事項に関する情報を随時収集・提供しております。

また、外部研修・社内セミナー等、業務上必要な知識の習得等の機会を継続的に提供しております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、決算説明会を年2回開催し、その際の資料等につきHPを通じて公表することとしており、別途年に2回から4回、東京、名古屋、大阪等にて個人投資家向け説明会を開催する等、積極的にIRに取り組み、当社に対する理解の促進に努めております。

また、株主との積極的且つ建設的な対話が、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、その方針を以下のとおりとしております。

(株主との対話に関する方針)

1. 当社は、株主への情報開示に努め、株主との建設的な対話を通じて企業価値を高めます。

2. 株主からの対話(面談)の申し込みに対しては、株主の意向を踏まえたうえで、合理的な範囲で、IR担当役員が対応します。
3. IR担当役員は、株主の関心を踏まえた情報が必要に応じて提供できるよう、IR担当部門を中心に社内関係部門と連携します。
4. IR担当役員は、決算説明会、会社説明会などのIR活動を個別面談以外の株主との対話の手段とし、これらIR活動を積極的に実施すると共に、その充実を図ります。
5. IR担当役員は、株主との対話によって把握された株主の意見・懸念・関心・要望等について、取締役会に適宜フィードバックを行い、経営に反映させます。
6. IR担当役員は、社内規則(「インサイダー取引防止規程」)に従い、情報管理責任者と連携し、未公表の重要な内部情報(インサイダー情報)を適切に管理します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社エスアンドアイ	14,209,500	12.07
三井住友海上火災保険株式会社	7,662,000	6.51
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	7,404,000	6.29
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	5,505,300	4.67
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	5,225,300	4.44
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE FIDELITY FUNDS	5,202,700	4.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,801,400	4.08
JP MORGAN CHASE BANK 385632	4,460,600	3.79
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3,702,000	3.14
東京海上日動火災保険株式会社	3,702,000	3.14

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明更新

「大株主の状況」については、2016年3月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

子会社には東証マザーズに上場しています株式会社トラスト及び東証2部に上場しています株式会社エムジーホームが含まれております。

当社グループへの経営関与の基本方針は、企業グループ全体としてシナジーを発揮することを基本としており、グループ会社ごとに目標遂行責任を持たせ、各社が主体的に事業を運営することを基本としております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
朝熊 康則	他の会社の出身者											
山田 尚武	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
朝熊 康則	○	——	当社グループの成長に有益な提案、助言を期待でき、長年上場会社の業務執行に携わった幅広い経験と知識を有した人物を招聘しております。 また、独立役員として求められる独立性の要件を満たし、且つ、社外取締役として公正・中立な立場で、当社経営に対する確かな助言、監督を行なっていただいていることから、一般株主の保護等に重点を置いた独立役員に指定しております。
			当社グループの成長に有益な提案、助言を期待でき、長年弁護士としての業務に携わった幅広い経験と知識を有した人物を招聘しております。

山田 尚武	○	——	また、独立役員として求められる独立性の要件を満たし、且つ、社外取締役として公正・中立な立場で、当社経営に対する確かな助言、監督を行って頂くことを目的として、一般株主の保護等に重点を置いた独立役員に指定しております。
-------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役会は、定期的ミーティングにより、会計監査人との情報交換や意見交換（監査にあたっての重点事項、留意事項、スタンスの確認など）を行っております。

さらに、常勤監査役は、会計監査人との間で、必要に応じて適宜情報交換を行い、また連携して会計監査の立会及び内部統制システムに関する監査を実施する等、より効果的・効率的な監査の実施に努めております。

また当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室が内部監査を行っておりますが、各年度ごとの内部監査方針、内部監査の実施計画や内部監査の内容については、監査役との協議を踏まえて策定され、重点課題などの情報・認識を共有したうえで、内部監査の実施状況や実施結果についても監査役へ報告、意見交換を行い、監査機能の有効性・効率性を向上させるための連携を図っております。

更に、グループの拠点数が多く、広範な業務を行っていることから、監査役がより正確に現状を把握するために、内部監査活動へ同行し、現場責任者への事情聴取・書類閲覧・実地調査等を行い、より効果的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柴田 和範	公認会計士													
鹿倉 祐一	弁護士													
加藤 晴規	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成28年3月期における取締役報酬並びに監査役報酬の内容は以下の通りです。

取締役(7名)に対する報酬 291百万円

監査役(4名)に対する報酬 23百万円

※上記取締役報酬の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額49百万円を含んでおります。

※上記監査役報酬の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額2百万円を含んでおります。

※取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

コーポレートガバナンス・コードの【原則3-1. 情報開示の充実】3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続に定めているとおりです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に伴う社外取締役及び社外監査役への情報の提供・説明は原則毎月1回(1~2時間程)以上定期的に行っております。

また、業務の対価としての報酬水準は取締役会・監査役会の一層の活性化、経営の充実、経営の透明性を高めるための貴重な助言、提案等を考慮し、妥当な水準と考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、具体的に以下のような経営機能を通して、コーポレートガバナンス体制を構築し、「経営の透明性・公正性」「経営の意思決定と職務執行の分離」「客観的経営監視体制」等を実現するとともにコンプライアンスの徹底を推進しております。

1. 業務執行機能

(取締役会)

当社の取締役は、本報告書提出日現在で7名(うち社外取締役2名)であります。取締役会は、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監視・監督しております。

また、取締役の経営責任を明確にするため、その任期を1年にしております。更に取締役会において多様な視点から適切な意思決定を行うとともに、その監督機能の一層の強化を図ることを目的に、平成27年6月25日開催の第33期定時株主総会において社外取締役を新たに1名選任しております。このように独立性のある社外取締役の選任により経営の適正化及び監視・監視機能の強化を図ることで、経営の効率性の向上、健全性の維持及び透明性の確保を目的とするコーポレート・ガバナンスを更に充実できると考えております。

(グループ戦略会議)

グループ経営上の重要な案件につきましては、当社及びグループ各社の経営陣によって構成されるグループ戦略会議を四半期ごとに開催することで、多面的な検討とともに慎重に協議し、グループ全社的な意思統一を図っております。

(グループコンプライアンス委員会)

グループのコンプライアンス体制を統括するためグループコンプライアンス委員会を設置しており、グループ内のコンプライアンスに関する情報を共有し、重要事項を審議して対応方針等をグループ各社に展開することで、グループ全体のコンプライアンス推進を図っております。

(投資委員会)

独立した社外有識者を含む委員により構成され、専門的知識等を踏まえた多面的な視点から当社のM&A案件もしくは投資が適切かつ合理的なものであるかを判断するために、取締役会の諮問機関として取締役会に先立ち審議を行っております。

2. 監査監督機能

(内部監査)

社長直属の内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、法令及び社内諸規定の遵守状況を監視し、業務上の不正・誤謬による不測の事態の発生を防ぐとともに、業務の改善と経営効率の向上など、内部統制システムの構築・運用状況のチェックを目的として内部監査を行っております。

(監査役監査)

当社の監査役会は、本報告書提出日現在、常勤監査役2名(うち社外監査役1名)と非常勤の監査役2名(うち社外監査役2名)の計4名で構成されております。

監査役は、重要会議への出席、取締役からの営業報告の聴取及び関連会社に対する業務監査、会計監査人の監査方法の適切性の協議、内部監査室との情報交換等により、業務執行状況全般を監視しており、取締役会において、監査結果の報告、助言または是正の勧告を行います。

(会計監査)

当社の会計監査人であります監査法人東海会計社及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は監査法人との間で監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。平成28年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名については下記の通りです。

監査法人東海会計社 代表社員・業務執行社員 吉田正道氏、大国光大氏

※当社を中心としたグループ全体での内部監査体制の充実・強化を進め、当社及びグループ各社の監査役への情報提供を促進した上で、グループ監査役連絡会などを通じた情報共有・意見交換を行い、監査役機能の実質的向上を図っております。

3.報酬の決定

各取締役および各監査役の報酬に関しましては、会社の業績ならびに取締役または監査役としての役割および貢献を勘案のうえ、株主総会においてご承認いただいた総額の範囲内において、取締役については取締役会の決議を以って、また、監査役については監査役会の協議を以って、それぞれがこれを決定することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役2名を選任しており、社外取締役は、社外監査役3名を含む監査役会と緊密な連携を保っております。

また、社外取締役が委員長を務める投資委員会を設置し、経営陣の意思決定の客観性及び透明性を高めています。

更に、社外監査役は、独立役員として経営から独立した客観性・中立性を確保した立場で取締役会に参加しています。

こうした現行の体制によって、経営の効率性の向上、健全性の維持及び透明性の確保が十分図られていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は企業の最高意思決定機関として捉え、企業活動全般にわたる情報公開の場として、一般株主の参加、株主との対話政策を積極的に推進し、開かれた株主総会の一環として早期開催を検討しております。
電磁的方法による議決権の行使	2015年6月開催の株主総会より、インターネットによる議決権行使を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	コーポレートガバナンス基本方針に基づき、IRポリシーを制定し、ホームページに掲載しております。 http://www.vt-holdings.co.jp/ir/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名証主催 名証IRエキスポ2015(平成27年7月24、25日)などに参加し、企業概要・直近業績・今後の経営目標などについて、定期的に会社説明会を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算及び中間決算に合わせて、5月及び11月に、名古屋及び東京においてもアナリスト向け説明会を実施し、企業概要・直近業績・今後の経営目標の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ http://www.vt-holdings.co.jp にて、『決算短信』、『適時開示資料』、『決算説明会資料』などについて掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレートガバナンス基本方針を制定し、コーポレートガバナンスを、全てのステークホルダーのために企業経営及び業務執行における透明性、健全性、迅速性、効率性を実現する、企業行動の基礎と位置づけ、ステークホルダーの立場を尊重する旨を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コーポレートガバナンス基本方針に基づき、IRポリシーを制定し、ホームページに掲載しております。 http://www.vt-holdings.co.jp/ir/policy.html

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適性を確保するための体制について、次のとおり取締役会において決議し、これに基づき社内体制の整備を行っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社のコンプライアンス担当取締役を責任者として、「グループ行動規範」・「コンプライアンス規程」等のルール整備及びグループコンプライアンス委員会（以下、委員会といいます。）の設置、担当部署への人員配置等の組織整備を行うとともに、内部通報制度として違反行為を発見した場合の通報窓口（コンプライアンス相談窓口）を外部法律事務所に設け、取締役及び使用人による法令・定款の遵守を徹底します。
- (2) 重要なコンプライアンス上の事態が発生した場合は、各社から委員会に対して報告を行い、委員会において対策等を審議したうえで各社の取締役会へ報告します。
- (3) コンプライアンス担当取締役は、委員会を通じてグループ内のコンプライアンスの実施状況を管理し、教育研修体制の構築を推進することでグループにおけるコンプライアンスの周知徹底を図ります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報といいます。）は、取締役管理部長を責任者として、法令及び当社社内規程等に従って適切に保存管理します。
- (2) 取締役管理部長は、社内の重要事項に係る職務執行情報をデータベース化し、当該各文章等の存否及び保存状況を直ちに検索する事が可能な体制を構築します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理に関する基本ルールである「リスク管理規程」を策定しており、当該規程に基づき、リスク管理全般についての情報収集・分析・評価・対応までの一連の活動を通じた体系的なリスク管理体制を確立します。
また、子会社を含めたグループとしてのリスク管理を強化する為、グループ戦略会議において当社及び当社グループ内で発生が予想されるリスク及び潜在的リスクを排除・防止する為の協議を行います。
- (2) 内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として「内部監査規程」に基づく監査計画を策定し、内部監査を行うこととしており、内部監査を通じて損失の危険のある業務執行行為等が発見された場合は、代表取締役社長に直ちに報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営計画のマネジメントについては、経営理念に基づき策定される年度計画及び中期経営計画の目標達成のために各業務執行ラインで活動することとし、経営計画が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に検証します。
- (2) 業務執行のマネジメントについては、「取締役会規程」に基づき該当事項を取締役に付議し、取締役会においては経営判断の原則を踏まえ、議題に関する十分な資料を全役員に配布します。
- (3) 日常の業務執行については、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者がそれらの規程に基づき業務を遂行します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社の適切な経営管理を行い、グループ戦略会議を通じて、子会社等における損失リスクの管理に努めます。
- (2) 当社は、「グループ行動規範」及びグループコンプライアンス委員会を通じて、法令・定款の遵守を徹底する体制を子会社等と共有します。
- (3) グループ会社間の不適切な取引または会計処理を防止するため、当社内部監査室は子会社等の内部監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行います。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、使用人を配置します。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に従いその職務を行います。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・人事評価については、監査役会の同意を必要とします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告等に関する事項

- (1) 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて、以下の項目を始めとする必要な報告及び情報提供を行うこととします。
 - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況に関する報告
 - ・当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況に関する報告
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更に関する報告
 - ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容に関する報告
 - ・内部通報制度の運用及び通報の内容に関する報告
 - ・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
- (2) 前項各号に係る報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止します。

9. 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行について生ずる費用の予算を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還します。なお、監査役は、当該費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意します。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が取締役会及び重要な会議等に出席する体制を整備するとともに、定期的に代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人と意見交換する機会を設けます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、「グループ行動規範」において「暴力団、総会屋、テロ集団等の反社会的勢力による要求に屈することが、結果的に反社会的な行為を助長することを十分に認識し、反社会的勢力に対しては、全力を挙げて毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない」旨を規定し、全取締役及び使用人へ周知徹底します。
2. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合、コンプライアンス推進室を統括部署として必要な対応体制を編成し、顧問弁護士、警察や公益財団法人暴力追放愛知県民会議等の外部の専門機関と連携して対応を行うこととします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

□ 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社及びグループ会社の重要事実は、代表取締役・情報取扱責任者に報告され、重要情報は適時開示規則等に基づき判断し、開示の対象となる開示情報は、社内規定に従い取締役会等において報告・協議・決定した開示対象事項を公正かつ適時・適切な情報開示を行っております。開示情報は、経営企画部門により把握、管理され、情報取扱責任者である取締役管理部長により投資者に対し公平に提供しております。

＜開示する時期＞

重要な会社情報及び決算情報については取締役会等の決議、決定が行われた時点、発生事実に関する情報については、適時開示の要否を判断し、事実を認識した時点で速やかに開示しております。

＜開示する内容＞

投資者が適切に判断するために必要かつ十分な情報を開示するとともに、監査法人による決算に関するアドバイス及び意見を受け、正確な事項を提供するよう努めております。

平成27年12月現在

